



KOYAMA
ACCOUNTING
OFFICE

KOYA INFORMATION

税理士法人 小山会計

2017
5月



13日発行

〒386-0005 長野県上田市古里692-2
TEL : 0268-22-7615
FAX : 0268-22-7617
E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp
URL : http://www.koa-g.com/

2017年6月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

2017年6月の予定

- ・税務署長から29年分所得税の予定納税額の通知 (15日迄)
- ・個人住民税第1期分の納付
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 期限=支払い後5日以内



2017年7月の予定

- ・納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 期限=10日迄
- ・所得税予定納税額の減額承認申請 期限=15日迄
- ・所得税予定納税額第1期分の納付 期限=31日迄
- ・固定資産税及び都市計画税第2期分の納付
- ・労働保険概算・確定保険料の申告及び納付 期間=6/1~7/10
- ・社会保険の報酬月額算定基礎届 期限=10日迄

2017年7月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

■は事務所全体が休みです。

最近思うこと ①

17' May

税理士法人 小山会計 代表 小山秀喜

先日、全国の会計事務所をネットワークしている団体によるシンガポール視察旅行に参加させていただいた。私にとっては、初めてのシンガポールであり、現地の税制金融及び日系中小企業の社長の講話等、二泊四日による盛りだくさんの視察であった。

土地もない水もない何も資源のない国が建国五十年にして、国の生産性にあたる国民一人当たりのGDPが八千ドルと世界第三位(ちなみに日本は三七・五千ドル世界第十八位)である。何もないところから世界各国の良いところを取り入れ、失敗した制度を排除して努力してきた結果だと思われるが、私にとってはまさに「目からウロコ」であった。

職業柄、現地の税制について講話をしてくださった中小企業の社長に確認してみたが、法人税率17%(日本はかなり下げている)といはいえ30%弱、そして国内所得に対してのみ課税。個人の所得税率は2%~22%(日本は15%~55%)、日本で8%に当たると消費税は、シンガポールでは7%である。そして何といっても一番驚いたことは、相続税(贈与税)がないこと、そして株式等の売却配当金についても、いったい税金の負担がないことである。中堅中小企業のオーナー社長が、例えば明日に後継者の息子に株式を全て贈与したとしても、税金の負担がまったくないのである。

日本は今、事業承継で一番ネックになっているのが同族会社の株式である。これまで数十年にわたって健全経営(健全経営というこ

とは、利益を計上し、税金を多額支払いしてきたということになる)してきた会社の同族会社程、いわゆる相続税上同族会社の株価が高くなり、結果として相続財産が多額となり、相続税負担がまた増えるのである。しかし当該株式は公開すれば売却し換金できるが、一般的にはいい換金できない。それを現金で相続税として後継者が支払はなくてはならないのである。それを私達会計事務所は、相続税対策と称して同族株式の分散または評価をあえて下げる対策をとらなければならない。果たして当該行は、日本経済にとって得策だろうか!

健全経営あつての日本経済であり、経営を安定化し(株式を分散化しない)、そして税金を永続的に支払う会社があつての日本経済だと思ふ。

この税制だけ考えても、果たして経営者はどちらを選択するだろうか!推して知るべしです。講話をしてくださった前述のシンガポールの経営者は、父の経営していた日本の会社(今はおじさんが経営している)は、いずれ全部を売却して、その資産を全てシンガポールに持つてくると話されておりました。

当該会社は造船関係で、これから海外に向けて仕事ができるので、おそらく資産をシンガポールに集結して海外展開による事業ができるものだと思います。しかし、日本を本拠地としてしか仕事ができない一般的な私達にとっては、前述のような選択はできません。

果たしてどうしたらと思うところです。

(コアインプォメーション7月号に続く)